

第三部 参考資料編

- 1 市町民経済計算の概念・用語解説
- 2 市町民経済計算の推計方法及び基礎資料
- 3 SNA産業分類(経済活動別分類)と
日本標準産業分類の対応表

目 次

第三部 参考資料編

- 1 市町民経済計算の概念・用語解説…………… 3- 1
- 2 市町民経済計算の推計方法及び基礎資料…………… 3- 8
- 3 SAN産業分類（経済活動別分類）と日本標準産業分類の対応表… 3-10

1 市町民経済計算の概念・用語解説

1. 市町民経済計算の概念

(1) 市町民経済計算の目的

市町民経済計算は、国民経済計算及び県民経済計算の概念や仕組みを市域及び町域に援用し、市町の経済活動を計測したもので、一定期間（通常1会計年度）に、各市町内の経済活動により新たに生み出された付加価値額を貨幣価値で評価したものである。

市町別の数値は、主に県民経済計算における数値を関連統計値で市町別に按分することにより算出しており、県内市町の経済規模、産業構造及び所得水準などを明らかにするとともに、市町間・地域間比較の基礎資料として活用することを目的に推計されている。

(2) 市町民経済計算の推計値について

この報告書では、市町の経済活動のうち「生産系列」及び「分配系列」の二面に着目し、県民経済計算の推計結果を関連統計値で市町別に按分し（簡易方式）、市町別の数値（名目値）を算出している。

独自に推計値を公表している市町も一部にあるが、基礎資料や推計方法の相違から当該値が本県推計値と一致しない場合がある。

なお、県民経済計算の推計結果のうち「支出系列」についても、別途、市町別数値（名目値）の試算を行っている。当該試算値は県ホームページにて掲載している（掲載ページアドレス：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk11/ac08_2_000000065.html）。

(3) 現行推計基準（2008SNA）への移行

市町民経済計算の基礎である国民経済計算は、統計の国際比較を図るため、国際連合が提示する国際基準に基づき推計されている。国際連合では、統計の国際比較を容易にすることを目的に、国民経済計算のフレームワークについて共通の基準を提示しており、平成21年2月に2008SNAを採択した。

日本（内閣府）では、平成28年12月に2008SNAへと移行しており、市町民経済計算についても同基準に準拠して推計、公表している。

(4) 市町民経済計算の遡及改定について

市町民経済計算の数値は、遡及改定された国民経済計算の数値や、毎年公表される最新の統計資料のほか、調査が毎年実施されない統計の中間年については、統計的处理により求めた推計値を用いている。このため、新しい調査結果が公表されたときは、新しいデータを使って過去に遡って修正（遡及改定）を行っている。また、精度向上のための推計方法の見直しも行っており、その結果、遡及改定を行うこともある。

現在は、国民経済計算が平成27年基準改定を行ったことに伴い、県民経済計算及び市町民経済計算においても同様の考え方を取り入れている。精度向上のための推計方法の見直しは今後も行われるため、数値の利用にあたっては注意が必要である。

(5) 県民経済計算・市町民経済計算の基本的な考え方

◆ 生産総額（産出額）

各産業は、資本・用地を調達、労働者を雇用、機械・設備を使用、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。

この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって評価し、単純に合計したものが、生産総額（産出額）である。

◆ 付加価値額（市町内総生産）

産出額には、生産にあたって原材料として投入された、いわゆる中間生産物（中間投入額）が含まれており、これを除いたものが、生産活動によって新たに生み出された付加価値額（総生産）である。

$$\text{付加価値額（総生産）} = \text{産出額} - \text{中間投入額}$$

◆ 県内純生産（市場価格表示）

付加価値額には、建物や機械・設備などが生産過程において年々減耗していく価格分（固定資本減耗）も含まれており、この部分を除いたものが、正味の付加価値額（市場価格表示の純生産）である。

$$\text{純生産（市場価格表示）} = \text{付加価値額（総生産）} - \text{固定資本減耗}$$

◆ 県内純生産（要素費用表示）

純生産（市場価格表示）には、間接税が課されたため市場価格が膨らんだ部分と、政府が補助金を出したため市場価格が抑えられた部分とがある。

このため、純生産（市場価格表示）から生産・輸入品に課される税の額を差し引き、補助金の額を加えると純生産（要素費用表示＝コストに利潤分を加えたもの）となる。

$$\text{純生産（要素費用表示）} = \text{純生産（市場価格表示）} - \text{生産・輸入品に課される税} + \text{補助金}$$

◆ 三面等価の原則

生産活動によって新たに生み出された付加価値額（総生産）は、生産に参加したそれぞれの生産要素に分配される。すなわち、資本・用地の提供者には利子・配当・地代が、労働者には賃金が、企業には利潤が分配される。この分配された価値（分配所得）によって、それぞれの経済主体は消費や投資などの支出を行っている。

このように、経済活動は、生産 → 分配 → 支出という循環を繰り返すが、これらは、同一の価値の流れを異なった側面から把握したものであり、概念上の調整を加えると、生産 = 分配 = 支出という「三面等価の原則」が成立する。

2. 概念・用語解説

(1) 基本概念

◆ 県内ベースと県民ベース

県内ベースは、県内での生産活動により生み出された付加価値額を、その生産に携わった者の居住地を問わずに把握する概念であり、県民ベースは、県内居住者の生産活動の結果生み出された付加価値額を、その生産活動の地域を問わずに把握する概念である。県民経済計算では、通常、生産・支出系列を県内ベースで、分配系列を県民ベースで把握する。

◆ 市町内ベースと市町民ベース

「県内ベースと県民ベース」に対応する概念で、市町内ベースは、市町という行政区域内での生産活動により生み出された付加価値額を、その生産に携わった者の居住地を問わずに把握する概念であり、市町民ベースは、市町内居住者の生産活動の結果生み出された付加価値額を、その生産活動の地域を問わずに把握する概念である。

この報告書では、生産系列を市町内ベースで、分配系列を市町民ベースで算出している。

◆ 総（グロス：Gross）と純（ネット：Net）

建物や機械・設備などの固定資産は、生産の過程で減耗していくが、この減耗分の評価額（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値額を測定するものを「総（グロス）生産」といい、控除して測定するものを「純（ネット）生産」という。

◆ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んだ価格表示のことである。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬・営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。

$\begin{aligned} & \text{県内要素所得（＝ 要素費用表示の県内純生産）} \\ & \quad = \text{生産者価格表示の県内純生産} - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}) \\ & \quad = \text{県内雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得} \end{aligned}$

◆ 名目値と実質値

名目値とは、その時点の時価（市場価格）で評価したもので物価変動分が含まれている。これを基準年次の価格で評価し、物価変動の影響を除いたものが実質値である。

名目値は主に構成比の分析や他府県との比較などに用いられるが、実質的な成長をみるような時系列比較には実質値が用いられる。この実質値を直接推計することは困難なため、各種の物価指数を利用してデフレーター（物価調整指数）を作成し、名目値を除して実質値を求めている。

◆ 連鎖価格デフレーター

連鎖価格デフレーターは前年を基準年とし、それを毎年積み重ねて接続する方法を用いるため、固定基準年方式デフレーターのようなバイアスの問題が解消され、真の物価指数により近いと言われている。ただし、物価が上下動を繰り返した場合にはドリフトと呼ばれる偏りが生じる可能性や、加法整合性が成立しないなどの問題も存在する。

◆ 制度部門別分類と経済活動別分類（取引主体の分類）

経済活動別分類が財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類による取引主体には非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体、の5制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので、金融機関を分離する必要があることによる。

【制度部門別分類】

非金融法人企業

全ての我が国の居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。

市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体も含まれる。

金融機関

全ての我が国の居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

一般政府（地方政府等）

地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

なお、2008SNAの基準改定による中央政府等の扱い変更に伴い、従来の一般政府を中央政府等（中央政府及び全国単位の社会保障基金及びそれらの地域事務所）と地方政府等（地方政府及び地方単位の社会保障基金）に分け、中央政府等はどの地域にも属さない域外（準地域）に位置付ける。

家計

生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

このように対家計民間非営利団体は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であり、こうした制約を踏まえて、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

【経済活動別分類】

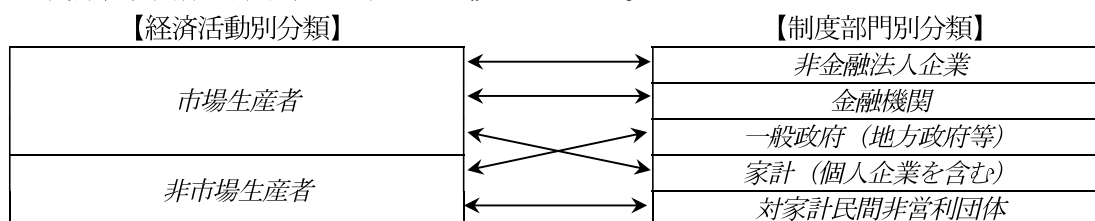
経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなっている。

（市場生産者と非市場生産者）

財貨・サービスの生産者について、これらを経済的に意味のある価格で供給する場合を「市場生産者」に、これらを無料ないし経済的に意味のない価格で供給する場合を「非市場生産者」に区分する。具体的には、市場性の判断の基準としては、原則として、売上高が生産費用の50%以上であれば市場性があるとして、50%未満であれば市場性がない（非市場である）とする（いわゆる「50%基準」）。ただし、売上高が生産費用の50%以上であっても、政府に対して財貨・サービスを販売する機関の場合、対象機関が当該財貨・サービスの唯一の売り手であり、かつ

政府が唯一の買い手である場合には、市場性がないと判断する。制度部門ごとに見ると、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）は市場生産者、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体は非市場生産者として扱われている。



◆ 持ち家の帰属家賃

持ち家の帰属家賃は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。自己住宅所有者（家計）は、不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとみなし、持ち家の帰属家賃は、系列ごとに次の項目に含まれる。

- ① 生産面 … 不動産業を営む個人企業の生産額
- ② 分配面 … （営業余剰・混合所得分は）個人企業所得
- ③ 支出面 … 家計消費支出

（２）生産系列

◆ 経済活動別県内総生産

一定期間内（通常１会計年度）に、県内における各経済部門の生産活動によって、新たに生み出された価値（付加価値）の評価額を経済活動別に示したもの。これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものに相当する。

◆ 中間投入

中間投入とは、生産者による財貨・サービスの生産の過程で原材料費・光熱費・間接費等として投入された財貨やサービスを指す。生産者によるFISIM（別項参照）の消費も中間投入に計上される。一方、中間投入には、機械設備や建物等の固定資産の減価償却分や人件費は含まれず、それぞれ固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれる。

◆ 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”（グロス）、含まない計数は“純”（ネット）を付す。

◆ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。

例として、消費税、関税、酒税、不動産取得税、印紙税、固定資産税などが挙げられる。また、持ち家家計は住宅賃貸業を営むものと擬制されているので、家計からの固定資産税は生産・輸入品に課される税として扱われる。

◆ 補助金

補助金とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。

◆ 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。
なお、輸入品に課される税・関税の産業格付けは、その特定化が難しいため一括して欄外処理する。

◆ 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府（地方政府等）と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得（純）は存在しない。このうち「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

◆ （控除）総資本形成に係る消費税

我が国の国民経済計算においては、財貨・サービスの出荷額、産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録され、これをベースにコモディティ・フロー法により推計される財貨・サービス別の総固定資本形成は消費税分が含まれているという意味で「グロス」ベースで記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入に係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。グロスの総固定資本形成から、これら仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。

生産側からGDPを計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

（3）分配系列

◆ 市町民所得（分配）

市町民所得（分配）は、市町民経済の循環を分配面から把握したもので、土地・労働力・資本などの生産要素を提供することによって、市町内外から得られる（分配された）賃金、現物、地代、利潤などの所得の総額を把握したものである。

◆ 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をいい、①賃金・俸給、②雇主の社会負担の二つに分類される。

① 賃金・俸給（主なものとして次の項目より構成されている）

・ 現金給与

一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに役員報酬（給与や賞与）や議員歳費等も含まれる。

・ 現物給与

自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

② 雇主の社会負担

・ 雇主の現実社会負担

雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担から成る。

雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生

年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。

一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

- ・ 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担から成る。

雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものと定義される。

一方、雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

◆ 財産所得

金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成る。財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」に分かれる。

◆ 間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM)

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMである。産出されたFISIMは、需要先としては、サービスの利用者の消費（中間消費ないし最終消費支出）に配分される。

◆ 企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受払いの差額を加えたものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業ごとに表示される。

なお、営業余剰・混合所得は企業会計でいう営業利益にほぼ相当する。したがって、企業所得は、営業利益に受取利息などの営業外収益を加え、支払利息などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

なお、個人企業所得に含まれる「住宅自己所有による帰属分」とは、持家所有者を住宅賃貸業を営む個人企業とみなして、その営業余剰分を帰属計算したものである。

2 市町民経済計算の推計方法及び基礎資料

〔1〕市町内総生産

推計項目	推計方法	②の基礎資料
1 農林水産業		
(1) 農業	①県内総生産×②市町内農業粗生産額の対全県比	農林水産省「市町別農業産出額」
(2) 林業		
(a) 素材	①県内総生産×②市町内素材生産量の対全県比	県林務課「兵庫県林業統計書」
(b) 育林業	①県内総生産×②市町内林野面積の対全県比	県林務課「兵庫県林業統計書」
(3) 水産業		
(a) 海面漁業・海面養殖業	①県内総生産×②市町内漁獲量の対全県比	農林水産省「海面漁業生産統計調査」
(b) 内水面漁業	①県内総生産×②市町内販売金額の対全県比	農林水産省「農林水産統計」
(c) 内水面養殖業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	農林水産省「漁業センサス」
2 鉱業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
3 製造業	①県内総生産×②市町内製造業付加価値額の対全県比	総務省「経済構造実態調査」 総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
(1) 電気業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
(2) ガス業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
(3) 水道業	①県内総生産×②市町内給水人口の対全県比	県生活衛生課「水道施設現況調査」
(4) 廃棄物処理業	①県内総生産×②市町内ごみ総排出量の対全県比	環境省「一般廃棄物処理実態調査」
5 建設業	①県内総生産×②市町内工事費予定額の対全県比	国土交通省「建築着工統計」 県住宅政策課「新設住宅着工戸数」
6 卸売・小売業		
(1) 卸売業	①県内総生産×②市町内年間商品販売額の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
(2) 小売業	①県内総生産×②市町内年間商品販売額の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
7 運輸・郵便業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
8 宿泊・飲食サービス業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
9 情報通信業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
10 金融・保険業		
(1) 金融業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
(2) 保険業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
11 不動産業		
(1) 住宅賃貸業（帰属家賃）	①県内総生産×②市町内住宅総延べ面積の対全県比	総務省「住宅・土地統計調査」
(2) 不動産仲介業・不動産賃貸業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
13 公務	①県内総生産×②市町内就業者数の対全県比	総務省「国勢調査」
14 教育	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
15 保健衛生・社会事業	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
16 その他のサービス	①県内総生産×②市町内従業者数の対全県比	総務省「経済センサス-基礎・活動調査」
17 輸入品に課される税・関税等 （＝輸入品に課される税・関税 －総資本形成に係る消費税）	①輸入品に課される税・関税（県内分）× ②市町内総生産（産業計）の対全県比	1～16の総生産計

（注）①は県統計課「令和4年度 兵庫県民経済計算」による。

〔2〕市町民所得（分配）

推計項目	推計方法	②の基礎資料
1 市町民雇用者報酬		
(1) 賃金・俸給		
(a) 現金・現物給与等	①現金・現物給与等×②給与所得の収入金額の対全県比	兵庫県「給与所得の収入金額等に関する調」
(b) 議員歳費等	①議員歳費・委員報酬×②国県市町議会議員数の対全県比	政官要覧社「政官要覧」、兵庫県職員録
(c) 給与住宅差額家賃	①給与住宅差額家賃×②給与住宅数の対全県比	兵庫県「市区町別主要統計指標」 総務省「国勢調査」
(2) 雇主の社会負担		
(a) 雇主の現実社会負担	①雇主の現実社会負担×②賃金・俸給の対全県比	[2]1(1)から
(b) 雇主の帰属社会負担	①雇主の帰属社会負担×②賃金・俸給の対全県比	[2]1(1)から
2 財産所得		
(1) 一般政府	①一般政府財産所得×②公務就業者数の対全県比	総務省「国勢調査」
(2) 家計		
(a) 利子	①一般預貯金利子所得、信託利子所得他×②県民雇用者報酬の対全県比 ①社内預金利子所得×②農林水産業以外の就業者の対全県比	[2]1から 総務省「国勢調査」
(b) 配当（受取）	①配当所得×②（県民雇用者報酬＋個人企業所得）の対全県比	[2]1及び3(3)から
(c) その他の投資所得（受取）	①その他の投資所得×②家計（利子＋配当（受取））の対全県比	[2]2(2)(a), (b)から
(d) 賃貸料（受取）	①地代×②固定資産税徴収済額の対全県比 ①農業地代×②田・畑地目別面積の対全県比	総務省「地方財政状況調査」 兵庫県「市区町別主要統計指標」
(3) 対家計民間非営利団体	①対家計民間非営利団体財産所得× ②対家計民間非営利団体従業者数の対全県比	総務省「経済センサス活動調査」
3 企業所得		
(1) 民間法人企業	①法人留保×②法人市町民税徴収済額の対全県比 ①民間法人企業から個人への移転×②卸売・小売業総生産額の対全県比	総務省「地方財政状況調査」 [1]6から
(2) 公的企業	①公的企業所得×②公的企業従業者数の対全県比	総務省「経済センサス活動調査」
(3) 個人企業		
(a) 農林水産業	①農林水産業所得×②農林水産業総生産額の対全県比	[1]1(1), (2), (3)から
(b) その他の産業（非農林水産・非金融）	①農林水産業を除く所得×②個人業主数の対全県比	総務省「国勢調査」
(c) 持ち家	①住宅自己所有による帰属分×②市町内持ち家総延べ面積の対全県比	総務省「住宅・土地統計調査」

（注）①はいずれも県統計課「令和4年度 兵庫県民経済計算」による。

人口推計資料：総務省「国勢調査」、「人口推計」、県統計課「推計人口」

一人当たり市町民所得の算出に用いた人口は、以下による。

当該市町人口（1人当たり市町民推計用調整人口）＝県人口（総務省推計値）×当該市町人口（県推計値）/県人口（県推計値）

・総務省推計値：総務省統計局による「人口推計」。ただし、国勢調査年は国勢調査による人口。

・県推計値：県統計課による「推計人口」。ただし、国勢調査年は国勢調査による人口。

3 SNA産業分類（経済活動別分類）と日本標準産業分類の対応表

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類 (平成25年10月改定)
1 農林水産業 (1) 農業	01 農業 (0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」→林業） (014 園芸サービス業→その他のサービス)
(2) 林業	02 林業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」
(3) 水産業	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 (1) 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
(2) 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
(3) パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
(4) 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」→食料品)
(5) 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
(6) 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業)
(7) 一次金属	1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
(8) 金属製品	24 金属製品製造業
(9) はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
(10) 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(11) 電気機械	29 電気機械器具製造業
(12) 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
(13) 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
(14) 印刷業	15 印刷・同関連業
(15) その他の製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
6 卸売・小売業 (1) 卸売業 (2) 小売業	50 各種商品卸売業 } 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 } 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) } 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類 (平成25年10月改定)
7 運輸・郵便業	361 上水道のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ↳ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書郵便業を含む） 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 （自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く） 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 （7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→教育）
9 情報通信業 (1) 通信・放送業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
(2) 情報サービス・映像音声文字 情報製作業	
10 金融・保険業	62 銀行業 ↳ 64 貸金業、クレジットカード等非預金信用機関（6421 質屋→小売業） 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
11 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） （6912 土地賃貸業を除く） 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場（所有者の委託を受けて行う駐車場の 管理運営の活動を含む） 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援 サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） （727 著述家・芸術家→その他のサービス） 73 広告業 74 技術サービス（他に分類されないもの） （746 写真業→その他のサービス） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 （821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス） （8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業）
15 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 （8511 社会保険事業団体→公務）
16 その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 （うち791 旅行業→運輸・郵便業） 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合（他に分類されないもの） 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） （901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業） 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス （952 と畜場→食料品製造業）